

○柏市立図書館条例施行規則

昭和57年11月20日

(教) 規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市立図書館条例(昭和29年柏市条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平4教委規則16・一部改正)

(業務)

第2条 柏市立図書館(以下「図書館」という。)は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条に規定する業務を行う。

(平4教委規則16・全改)

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

区分	開館時間
図書館	午前9時30分から午後5時まで。ただし、水曜日、木曜日又は金曜日であって国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たらない日は、午前9時30分から午後7時まで
図書館分館(沼南分館、高柳分館及び子ども図書館を除く。)	午前10時から午後5時まで
図書館分館(沼南分館、高柳分館及び子ども図書館に限る。)	午前9時30分から午後5時まで

(平4教委規則16・平12教委規則10・平16教委規則5・平17教委規則15・平19教委規則8・平20教委規則14・平26教委規則6・一部改正)

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

区分	休館日
図書館及び図書館分館（豊四季台分館及びこども図書館に限る。）	1 月曜日（月曜日が休日に当たるときを除く。） 2 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで 3 特別整理期間（年間14日以内で教育委員会が別に定める日をいう。以下同じ。）
図書館分館（豊四季台分館及びこども図書館を除く。）	1 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、第3月曜日に限る。） 2 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで 3 特別整理期間

(平4教委規則16・平16教委規則5・平17教委規則15・平19教委規則8・平20教委規則14・平26教委規則6・平27教委規則13・一部改正)

(図書館資料の紛失等の届出及び賠償)

第5条 図書館を利用する者（以下「利用者」という。）は、図書及び視聴覚資料（以下「図書館資料」という。）を紛失し、汚損し、又は破損したときは、図書館資料紛失等届を教育委員会に提出するとともに、当該紛失し、汚損し、又は破損した図書館資料と同種の物（同種の物によることができない場合にあっては、当該図書館資料に相当する物又は相当の代価）により賠償しなければならない。

(平4教委規則16・全改，平6教委規則1・平18教委規則7・平26教委規則6・一部改正)

(館内利用)

第6条 利用者は、係員の指示に従うとともに、所定の場所において利用しなければならない。

(平4教委規則16・一部改正)

(個人貸出し)

第7条 図書館資料の個人貸出し(第11条に規定する団体貸出し以外のものをいう。)を受けようとする者は、教育委員会に利用者登録申込書を提出するとともに、本人であることを証明する書類を提示し、利用カードの交付を受けなければならない。

2 利用カードは、市内に居住し、通勤し、又は通学している者に対して交付する。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(平4教委規則16・平6教委規則1・平17教委規則15・平26教委規則6・一部改正)

(利用カードの失効等)

第8条 利用カードは、交付の日以降利用しない日が引き続き3年に達したときは、その日限り失効するものとする。

2 利用カードの交付を受けた者は、利用者登録申込書の記載事項に変更があったとき又は利用カードを紛失し、若しくは破損したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 利用カードの交付を受けた者は、利用カードを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(平4教委規則16・平6教委規則1・平17教委規則15・平26教委規則6・一部改正)

(貸出冊数及び期間)

第9条 図書の貸出しは1人につき10冊以内とし、視聴覚資料の貸出しは1人につき2点以内とする。

2 図書館資料の貸出期間は、2週間とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、図書館資料の貸出しを受けた者から当該図書館資料の貸出期間の末日までに貸出期間の延長の申出があった場合で、当該図書館資料について他に貸出しを希望している者がいないときは、当該申出のあった日から2週間を限度として貸出期間を延長することができる。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、教育委員会は、第2項に規定する貸出期間(前

項の規定による貸出期間の延長をした場合は、当該延長後の貸出期間)の末日後相当の期間を経過しても図書館資料を返却しない者に対しては、当該図書館資料を返却するまでは、新たな図書館資料の貸出し及び貸出期間の延長を行わないことができる。

(平4教委規則16・平6教委規則1・平17教委規則15・平26教委規則6・平26教委規則12・一部改正)

(貸出しの制限)

第10条 教育委員会は、館外への貸出しを行わない図書館資料を指定することができる。

2 前項に規定する図書館資料の貸出しを希望する者は、教育委員会に特別貸出申込書を提出し、承諾を受けなければならない。

(平4教委規則16・平6教委規則1・平8教委規則19・平26教委規則6・一部改正)

(団体貸出し)

第11条 教育委員会は、市内の官公署、学校、社会教育関係団体その他の団体に対する貸出し(以下「団体貸出し」という。)をすることができる。

2 団体貸出しを利用しようとする者は、教育委員会に団体貸出利用申込書を提出し、承諾を受けなければならない。

3 団体貸出しの貸出冊数は1団体につき200冊以内とし、その貸出期間は1か月とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(平4教委規則16・平8教委規則19・平26教委規則6・一部改正)

(宅配等による貸出し)

第12条 教育委員会は、身体障害、ねたきりの状態その他の理由で来館できない者に対し、図書館資料を宅配又は郵送により貸し出すことができる。

(平4教委規則16・平26教委規則6・一部改正)

(寄贈の手続)

第13条 図書館は、図書館資料の寄贈を受け、一般の利用に供することができる。

2 図書館資料を寄贈しようとする者は、教育委員会に寄贈申込書を提出し、承諾を得なければならない。

(平4教委規則16・平8教委規則19・一部改正、平26教委規則6・旧第14条繰上・一部改正)

(図書館協議会)

第14条 条例第4条に規定する図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平4教委規則16・一部改正, 平26教委規則6・旧第15条繰上)

(会議)

第15条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると会長が認めるときは、委員に議事に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。

5 会長は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定について委員に報告しなければならない。

(平4教委規則16・一部改正, 平26教委規則6・旧第16条繰上, 令2教委規則12・一部改正)

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(平26教委規則6・旧第17条繰上)

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(平26教委規則6・旧第18条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(柏市立図書館規則の廃止)

- 2 柏市立図書館規則(昭和48年柏市教育委員会規則第8号)は、廃止する。

附 則(昭和62年教育委員会規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年教育委員会規則第3号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成4年教育委員会規則第16号)

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成6年教育委員会規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に交付した利用者カード及びレコード等貸出券については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成8年教育委員会規則第19号)

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則(平成12年教育委員会規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年教育委員会規則第6号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年教育委員会規則第5号)

この規則は、平成16年4月6日から施行する。

附 則(平成17年教育委員会規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月28日から施行する。ただし、第7条及び第8条(見出しを含む。)の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条及び第8条(見出しを含む。)の改正規定の施行の日前に改正前の第7条第2項の規定により交付された利用者カードは、改正後の第7条第2項の規定により交付さ

れた利用カードとみなす。

附 則（平成18年教育委員会規則第7号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年教育委員会規則第8号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教育委員会規則第14号）

この規則は、柏市立図書館条例の一部を改正する条例（平成20年柏市条例第10号）の施行の日から施行する。

附 則（平成26年教育委員会規則第6号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第9条に2項を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成26年教育委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年教育委員会規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年教育委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。